

基監発0222第1号

平成25年2月22日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「業務上疾病にかかった労働者の賃金額が不明である場合の平均賃金の算定において離職時の標準報酬月額が明らかである場合の取扱いについて」の改正について

労働者が業務上疾病の診断確定日に、既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職しており、離職時の賃金額について、賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が確認できない事案において、離職時の標準報酬月額が明らかである場合の平均賃金の算定については、平成22年4月12日付け基監発0412第1号「業務上疾病にかかった労働者の賃金額が不明である場合の平均賃金の算定において離職時の標準報酬月額が明らかである場合の取扱いについて」（以下「基監発第0412第1号」という。）において取扱いを示したところであるが、今般、労働者の当時の雇用保険の賃金日額等が明らかである場合の取扱いを示すこととし、基監発0412第1号を下記のとおり改めることとしたので、了知されたい。

#### 記

題名中「賃金額が不明である場合の平均賃金の算定において」を削り、「標準報酬月額」の後に「等」を加え、「取扱い」を「平均賃金の算定」に改める。

前文中「その賃金額が不明である」を「賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が確認できない」に改め、「労働者が厚生年金保険の標準報酬月額が記載された被保険者記録照会票等を当時の賃金額を証明する根拠として持参しており、かつ、離職時の」を削り、「標準報酬月額」の後に「や賃金日額等」を加え、「の平均賃金の算定については」を「ついて」に改め、後段として次の一文を加える。

なお、労働者が、下記に該当する資料を複数提出しており、いずれの資料を基に算定を行うべきか疑義が生じた場合の取扱いについては、当課企画・法規係あて照会されたい。

記以下を次のように改め、別紙を加える。

#### 1 標準報酬月額について

申請者が、賃金額を証明する資料として、任意に、厚生年金保険等の被保険者記録照会回答票又はねんきん定期便を提出しており、当該資料から、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日をいう。）以前3か月間（以下「離職した日以前3か月間」という。）の標準報酬月額が明らかである場合は、当該標準報酬月額を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。

#### 2 賃金日額等について

- (1) 申請者が、賃金額を証明する資料として、任意に、労働者が業務上疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した際（以下「離職時」という。）の雇用保険受給資格者証を提出しており、当該資料から賃金日額が明らかである場合は、当該賃金日額を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。
- (2) 申請者が、賃金額を証明する資料として、任意に、離職時の雇用保険受給資格者証を提出しており、当該資料から、基本手当日額のみが明らかである場合は、当該基本手当日額の算定時の基本手当日額表における、当該基本手当日額が該当する等級に属する賃金日額の間値（当該等級に属する賃金日額が一定額未満又は一定額以上とされている場合には当該一定額）を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。
- (3) 申請者が、賃金額を証明する資料として、任意に、離職時の失業保険受給資格者証を提出しており、当該資料から、失業保険金日額が明らかである場合には、(2)に準じた方法で、平均賃金を算定して差し支えないこと。
- (4) なお、雇用保険被保険者離職票又は失業保険被保険者離職票は、使用者が自ら支払賃金額について記録した資料であるため、これらの資料から、離職した日以前3か月間の全部又は一部の賃金額が明らかである場合には、当該賃金額を基礎として、平均賃金を算定すること。

### 3 賞与等について

1の場合において確認された標準報酬月額に、通貨以外のもので支払われた賃金であって平均賃金の算定の基礎とされないものが含まれている場合又は、2の場合において確認された賃金日額若しくは賃金額（以下「賃金日額等」という。）に、臨時に支払われた賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金若しくは通貨以外のもので支払われた賃金であって平均賃金の算定の基礎とされないものが含まれている場合には、1及び2にかかわらず、当該標準報酬月額又は賃金日額等を平均賃金の算定の基礎とすべきでないこと。

ただし、臨時に支払われた賃金若しくは3か月を超える期間ごとに支払われる賃金の額又は通貨以外のもので支払われた賃金であって平均賃金の算定の基礎とされないものの評価額が明らかである場合には、これらの額を当該標準報酬月額又は賃金日額等から差し引いた額を基礎として、平均賃金を算定して差し支えないこと。

なお、標準報酬月額及び賃金日額に反映される賃金の範囲については、別紙を参照のこと。

### 4 賃金台帳等の一部が存在している場合について

離職した日以前3か月間の一部についてのみ賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録が存在している場合で、同時に、申請者が賃金額を証明する資料として、上記に該当する資料を任意に提出したことにより、当該労働者の標準報酬月額又は賃金日額が明らかである場合には、賃金額が賃金台帳等によっては確認できない期間について、当該標準報酬月額又は賃金日額を基礎として賃金額を算定した上で、平均賃金を算定して差し支えないこと。

### 5 申請者への教示について

賃金台帳等使用者による支払賃金額の記録がない申請者に対しては、上記取扱いを教示し、申請者が上記に該当する資料の提出を希望する場合には、資料の請求先となる行政機関などについて教示すること。

<別紙>

○反映される賃金の範囲

	平均賃金 算定事由発生日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定 【労働基準法第12条】	標準報酬月額 毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除した額に基づき、等級区分によって決定 【厚生年金保険法第21条】	賃金日額 被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して算定 【雇用保険法第17条】
臨時に支払われた賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
3か月を超える期間ごとに支払われる賃金	含まれない	含まれない	含まれない(※)
通貨以外のもので支払われた賃金	一定の範囲(法令又は労働協約に定めがあるもの)に属しないものは含まれない	労働の対償として受けるものであれば含まれる	含まれる (食事、被服及び住居の利益のほか、公共職業安定署長が定めるところによる)

※失業保険法(昭和22年法律第146号)及び昭和59年7月31日以前の雇用保険法においては、賃金の総額に、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を含めて賃金日額が算定されていた。

・表中で参照した法律の法令番号

労働基準法(昭和22年法律第49号)

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

雇用保険法(昭和49年法律第116号)